

青森県報

第三千六百三十五号

平成二十四年
十二月二十八日
(金曜日)

目次

告 示

生活保護法による医療機関の指定	(健康福祉課)	一
障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	一
障害者自立支援法による一般相談支援事業者の指定	(同)	一
家畜伝染病の発生	(畜産課)	二
基本測量の実施	(監理課)	二
道路の区域の変更	(道路課)	二
道路の供用の開始	(同)	三

公 告

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表	(水産振興課)	三
八戸港湾計画の変更の概要	(港湾空港課)	五
教育委員会		
電子計算組織の購入に係る一般競争入札	(学校施設課)	六
公営企業		
青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	(病院局経営企画室)	八

告 示

示

青森県告示第九百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
たつこ調剤薬局 植田町薬局	三戸郡田子町大字田子字上野ノ下夕九二の八 弘前市大字植田町一五の二	平成二十四・二・一 二四・二・一

青森県告示第九百七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十四年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う場所	指定年月日
名称 社会福祉法人七戸福祉会	主たる事務所の所在地 支店 就労継続支援A型	名称 多機能型障害福祉サービス事業所 高屋敷一丁目	平成二十四・一・一

青森県告示第九百八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十一条の十四第一項の規定により、次のとおり一般相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条の三十第一項第一号の規定により公示する。

平成二十四年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定一般相談支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	地域相談の種類	名称	所在地	指定年月日
社会福祉法人七戸福祉会	上北郡七戸町字太田野一九の四	上北郡七戸町字太田野一九の四	地域移行支援	相談支援事業所城西の杜	上北郡七戸町字高屋敷一の一	平成 二五・一
社会福祉法人七戸福祉会	上北郡七戸町字太田野一九の四	上北郡七戸町字高屋敷一の一	地域定着支援	相談支援事業所城西の杜	上北郡七戸町字高屋敷一の一	"

青森県告示第九百九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があつたので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑いの別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨ一ネ病	牛	患畜	一	十和田市	平成 二五・三・二

青森県告示第九百十号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類
基本測量（地理識別子整備業務）
- 二 作業期間
平成二十四年十一月二十日から平成二十五年三月四日まで
- 三 作業地域
五所川原市

青森県告示第九百十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十五年一月二十七日まで青森県国土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	三沢七戸線	三沢市本町二丁目六七の二から三沢市春日台一丁目一五二の五六まで	前 二八・三〇メートルから 後 二八・三〇メートルまで	二七・八・二〇メートル	
				後 二八・三〇メートルから 後 九〇・五〇メートルまで	二七・八・二〇メートル	五四五・八〇メートル

青森県告示第九百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十五年一月二十七日まで青森県国土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道三沢七戸線	三沢市本町二丁目六七の二から三沢市春日台一丁目一五二の五六まで	平成 昭・三・二六

公 告

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七項の規定により、青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成二十三年十二月二十六日公表）の全部を次のとおり変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により公表する。

平成二十四年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- 1 本県の水産業は、平成22年において、生産量が22万トンで全国第4位、生産額が49.5億円で全国第8位と全国でも有数の漁獲実績を誇っており、漁業就業者数は平成20年現在において1万1千人となっている。また、遠洋漁業及び沖合漁業の基地として発展してきた八戸市を中心として水産加工業の生産も盛んであり、特に沿岸域において水産業は中核的な産業となっている。
このように、水産業は本県にとって極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。
- 2 本県は、太平洋、津軽海峡及び日本海海域に三方を囲まれるとともに、大型内湾である陸奥湾を有していることから、我が国有数の好漁場が形成されている。
しかしながら、わが国周辺水域における海洋生物資源の多くが低水準、減少傾向にあり、本県海域においても低水準、減少傾向にある海洋生物資源が多くなっている。今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。
- 3 このようことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、県の魚ひらめの資源が着実に増加しているなど、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、より一層の適切な海洋生物資源の保存及び管理により水産物の生産を更に安定的で持続的なものとするため、国の基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の本県の数量について、適切な管理措置を講じることとする。
- 4 漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は探捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他道県入漁船を含め第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源の探捕実績の的確な把握に努めることとする。
- 5 また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、地方独立行政法人青森県産業技術センター水産総合研究所を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 6 第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

7 本県における漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度については、関係漁業者の意見を十分に尊重し、また、他道県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

第2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

1 第1種特定海洋生物資源の平成24年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成24年4月～平成25年3月	若干
まあじ	平成24年1月～12月	若干
まいわし	平成24年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成24年7月～平成25年6月	若干
するめいか	平成24年1月～12月	若干

2 第1種特定海洋生物資源の平成25年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成25年4月～平成26年3月	(注1)
まあじ	平成25年1月～12月	若干
まいわし	平成25年1月～12月	
まさば及びごまさば	平成25年7月～平成26年6月	(注1)
するめいか	平成25年1月～12月	若干

(注1) 平成25年のすけとうだら、まさば及びごまさばの知事管理量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

(注2) 数量を明示していない場合及び「若干」の場合の取り扱い等は以下のとおりとする。

- (1) 数量を明示していない場合は、過去の漁獲実績がおおむね100トン未満と、資源に対する漁獲圧が無視できるほど小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。(注) 漁獲禁止とする場合には「0」と数量を明示する。
- (2) 「若干」としている場合は、過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する漁獲圧が小さいと認められる場合であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようになるとともに、採捕の数量が前年の漁獲実績程度となるようにすることが必要である。

第3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に關し実施すべき施策に関する事項

【すけとうだら】

小型機船底びき網漁業及びさし網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【まあじ】

定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【まいわし】

定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【まさば及びごまさば】

定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【するめいか】

定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、総トン数5トン未満の動力漁船による小型いかづり漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることのないよう、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。なお、上記の漁業については規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

第4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、本県に定められた量に関する事項

平成25年の第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
さめがれい、 小型機船底びき網漁業(うち手繰り第1種漁業)	小型機船底びき網漁業(うち手繰り第1種漁業)	青森県下北郡東通村 尻屋崎灯台中心点と 北海道函館市恵山岬 灯台中心点を結んだ 線以東の青森県地先 水面	平成25年5月1日 から平成25年6月 30日まで	388

(注) 小型機船底びき網漁業(うち手繰り第1種漁業)とは漁業法(昭和24年法律第267号)第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業のうち、小型機船底びき網漁業取締規則(昭和27年農林省令第6号)第1条第1項第1号に規定する種類のものをいう。

第5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に
関する事項

平成25年の第2種特定海洋生物資源ごとの第2種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
さめがれい	機船手繰り網漁業(かけまわし漁業)	青森県下北郡東通村 尻屋崎灯台中心点と 北海道函館市恵山岬 灯台中心点を結んだ 線以東の青森県地先 水面	平成25年5月1日 から平成25年6月 30日まで	388

(注) 機船手繰り網漁業(かけまわし漁業)とは青森県海面漁業調整規則第6条に規定する種類のものをいう。

第6 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

【さめがれい】

太平洋北部のさめがれいの資源回復を図るために、「青森県資源管理指針」に基づき資源管理措置の着実な実施を推進する。
また、規則に基づき漁獲努力量の報告を求めることとする。

第7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- 2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取り組みを進めるとともに、生息環境の保全に努めるものとする。

八戸港港湾計画の変更の概要

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三条の三第九項の規定に基づき、八戸港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

平成二十四年十二月二十八日

八戸港港湾管理者 青 森 県
代表者 青森県知事 三 村 申 吾

一 港湾計画の変更の概要

平成二十一年十二月十八日付けで青森県報においてその概要を公告した八戸港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

1 公共埠頭計画
変更する施設

地区名	種 別	面積(ヘクタール)
八太郎地区(一号埠頭)	埠頭用地	一九

2 小型船だまり計画
新たに追加する施設

地区名	種 別	名 称	規 模
八太郎地区	小型船だまり	市川船だまり	防砂堤 延長一〇〇メートル

3 臨港交通施設計画
変更する施設

名 称	起 点	終 点	車線数
臨港道路八太郎三号埠頭線	八太郎三号埠頭	市道前田小田線	二丁四

4 港湾環境整備施設計画

変更する施設

地区名	種別	面積(ヘクタール)
八太郎地区	緑地	一一二
河原木地区	緑地	一五(うち一〇ヘクタール既設 三ヘクタール工事中)

5 土地造成及び土地利用計画

地区名	用途	面積(ヘクタール)	
八太郎地区	埠頭用地	六〇(六〇)	
	港湾関連用地	二六(二六)	
	工業用地	三三三(三三三)	
	交通機能用地	一一(一一)	
	緑地	一一(一一)	
	合計	四四二(四四二)	
	河原木地区	埠頭用地	三八(三八)
		港湾関連用地	二七(二七)
		交流厚生用地	三(三)
		工業用地	一七〇(一七〇)
交通機能用地		二二(二二)	
危険物取扱施設用地		六四(六四)	
緑地		一五(一五)	
廃棄物処理施設用地		一一(一一)	
海面処分用地		一九(一九)	
合計		三五九(三五九)	

(注一) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

(注二) 今回の「変更」に係る土地利用区分のみ記述した。

(注三) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

二 港湾計画の縦覧場所
 青森市長島一丁目一の一 青森県県土整備部港湾空港課

教 育 委 員 会

電子計算組織の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十四年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
 次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、それぞれの入札説明書による。

- 1 電子計算組織(八戸商業高等学校) 一式
- 2 電子計算組織(黒石商業高等学校) 一式
- 3 電子計算組織(三沢商業高等学校) 一式
- 4 電子計算組織(弘前工業高等学校) 一式

二 納入期限
 平成二十五年三月二十六日

三 納入場所
 入札説明書による。

四 入札方法
 一の1から4までに掲げる物品(以下「購入物品」という。)ごとにそれぞれ入札に付する。

五 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
- 2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号(物品等の競争入札参加資格)又は平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により、物品の購入の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

- 3 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に知事の指名停止の措置を受けていない者であること。
- 4 購入物品について、県で示した仕様を満たすこと及び迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- 六 資格の審査等
 - 1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、五に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。
 - 2 提出部数 二部
 - 3 提出期限等
 - (一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十五年一月二十三日までに青森県教育庁学校施設課長に提出しなければならない。また申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。
 - (二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。
- 七 入札説明書の交付等
 - 1 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市新町二丁目三の一
青森県教育庁学校施設課財務グループ
電話 〇一七 七三四 九八七三
 - 2 入札の場所及び日時
青森市長島一丁目の一
青森県庁舎東棟五階 学校施設課入札室
平成二十五年二月七日
なお、時間は入札説明書による。
- 八 入札保証金及び契約保証金に関する事項
入札保証金は免除するものとし、契約保証金は、青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百五十九号の規定による。
- 九 契約書の取り交わしの時期
落札決定の日から七日以内

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 2 入札の無効
入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 3 入札書の記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

- (1) Computer System (Hachinohe Commercial High School)
- (2) Computer System (Kuroishi Commercial High School)
- (3) Computer System (Misawa Commercial High School)
- (4) Computer System (Hirotsaki Technical High School)

2 Time limit for tender:

February 7, 2013 (Please refer to a bid manual in time)

3 Contact point for the notice:

School Facility and Management Division,
Aomori Prefectural Board of Education
2-3-1
Shimachi Aomori City, Aomori 030-8540
JAPAN
TEL: 017-734-9873

公 営 企 業

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第八号

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員の給与に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

別表第五の病院局医療職給料表(一)の給料表が適用される職員の表中「診療部門の長」の下に「並びにこれらに準ずるものとして病院事業管理者が特に認める者」を、「ユニットの長」の下に「(区分五類の者を除く。)」を加える。

附 則

この規程は、平成二十五年一月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭